

# 重要事項説明書

## 令和7年度 せきや保育園 重要事項説明書

### 1 事業者の運営主体

名 称	社会福祉法人 桑の実会
所 在 地	所沢市東狭山ヶ丘 6-2835-2
電 話 番 号	04-2921-1160
代 表 者 氏 名	理事長 濱野 賢一
定款の目的に定めた事業	第二種社会福祉事業 ・ 保育所

### 2 施設の目的及び運営の方針

施 設 の 目 的	本園は児童福祉法に基づいて乳児及び幼児の福祉事業を行うことを目的とする。
運 営 方 針	“その子らしさとその人らしさを求めて” 『保育を通して、地域社会を育む』を基本コンセプトとし、 「丈夫な体」と「豊かな心」「学びの芽」を育みます。

### 3 提供する保育の内容

名 称	せきや保育園
所 在 地	東京都足立区千住関屋町 16-1
電 話 番 号	Tel 03-3888-6210 Fax 03-3888-6211
認 可 年 月 日	平成15年4月1日
施 設 長 氏 名	宇野 ひろみ
入所定員数	1歳児 ひよこ組 15名 2歳児 りす組 15名 3歳児 うさぎ組 15名 4歳児 ぱんだ組 15名 5歳児 きりん組 15名 計 75名
職 員 数	32人
取扱う保育事業の種類	延長保育、年末保育、発達支援児保育、乳幼児すこやか相談 子育て支援事業
自己評価の概要	職員による保育内容・人権の自己評価を年2回実施
第三者評価	令和7年2月実施
嘱託医	曙町クリニック 泉田 京子

## 重要事項説明書

### 4 職員の職種、員数及び職務の内容

施設長	1人（資格 保育士・幼稚園教諭・調理師）
副主任保育士	2人
保育士	正規 11人 非正規 6人
事務	1人
栄養士	2人
調理師	1人
保育助手	5人
調理員	3人

### 5 開所日・開所時間

開所日 開所時間	月曜日～金曜日 7時00分～20時30分 土曜日 7時00分～20時30分
延長保育時間	月曜日～土曜日 7時00分～7時30分 18時30分～20時30分
休所日	日曜日・祭日・年末年始（12月31日～1月3日）
保育標準時間認定の保育時間	7時30分～18時30分
保育短時間認定の保育時間	8時30分～16時30分

### 6 利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及び金額

種 類	理由・金額
保 育 料	<p>● <u>3歳児クラスから5歳児クラスまでの全ての子どもの保育料は無償化、副食費相当分も補助となります。</u></p> <p>※但し足立区に住民登録がない児童（管外受託児）は下記の通り。</p> <p>● 足立区民からは副食費相当額を徴収致しませんが、居住する区市町村によっては副食費相当額として、4,500円を足立区から徴収する場合がございます。</p> <p>● 徴収方法は区で実施（口座振替）</p> <p>● 請求日について（保育料同様、毎月末が納入期限となります）</p> <p>● アレルギー食等の特別な食事の場合でも金額を一律にします。</p> <p>● 長期休園の場合の副食費の取り扱いについて（月単位で一度も園食事をしない場合には免除申請により副食費相当分が免除されます）</p> <p>● 1歳児クラスから2歳児クラスの子どもについては、住民税非課税世帯を対象として保育料が無償化されます。</p> <p>※1歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税課税世帯については、子どもが2人以上いる世帯の負担軽減の観点から、第2子は半額、第3子以降は無償。（子どもの人数のカウント方法は、生計が同一の小学校就学以上の子も含め、最年長の子どもを第1子とし、以降第2子、第3子とカウントします。</p>

## 重要事項説明書

標準時間認定の 延長保育料	<p><b>月極料金</b></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%; text-align: center;">●A階層及びB階層</th> <th style="width: 35%; text-align: center;">●C階層及びD階層</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7時00分～7時30分</td> <td style="text-align: center;">・月極 600円</td> <td style="text-align: center;">・月極 2,500円</td> </tr> <tr> <td>18時31分～19時00分</td> <td style="text-align: center;">・月極 500円</td> <td style="text-align: center;">・月極 2,000円</td> </tr> <tr> <td>18時31分～19時30分…</td> <td style="text-align: center;">・月極 1,000円</td> <td style="text-align: center;">・月極 4,000円</td> </tr> <tr> <td>18時31分～20時00分</td> <td style="text-align: center;">・月極 1,700円</td> <td style="text-align: center;">・月極 7,000円</td> </tr> <tr> <td>18時31分～20時30分</td> <td style="text-align: center;">・月極 2,500円</td> <td style="text-align: center;">・月極 10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>スポット料金</b></p> <p>●全階層同額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 60%;">7時00分～7時30分</td> <td style="text-align: right;">10円/1分</td> </tr> <tr> <td>18時31分～19時30分</td> <td style="text-align: right;">10円/1分</td> </tr> <tr> <td>19時31分～20時30分</td> <td style="text-align: right;">15円/1分</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>夕おやつ・夕食料金</b></p> <p>●全階層同額</p> <p>夕おやつ代… スポット 100円 月極 1,500円</p> <p>夕食代… スポット 450円 月極 8,000円</p>		●A階層及びB階層	●C階層及びD階層	7時00分～7時30分	・月極 600円	・月極 2,500円	18時31分～19時00分	・月極 500円	・月極 2,000円	18時31分～19時30分…	・月極 1,000円	・月極 4,000円	18時31分～20時00分	・月極 1,700円	・月極 7,000円	18時31分～20時30分	・月極 2,500円	・月極 10,000円	7時00分～7時30分	10円/1分	18時31分～19時30分	10円/1分	19時31分～20時30分	15円/1分
		●A階層及びB階層	●C階層及びD階層																						
7時00分～7時30分	・月極 600円	・月極 2,500円																							
18時31分～19時00分	・月極 500円	・月極 2,000円																							
18時31分～19時30分…	・月極 1,000円	・月極 4,000円																							
18時31分～20時00分	・月極 1,700円	・月極 7,000円																							
18時31分～20時30分	・月極 2,500円	・月極 10,000円																							
7時00分～7時30分	10円/1分																								
18時31分～19時30分	10円/1分																								
19時31分～20時30分	15円/1分																								
短時間認定の 延長保育料	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">7時30分～8時30分</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">※1分～最大3時間の利用であれば 一律500円となります。</td> </tr> <tr> <td>16時30分～18時30分</td> </tr> </tbody> </table>	7時30分～8時30分	}	※1分～最大3時間の利用であれば 一律500円となります。	16時30分～18時30分																				
7時30分～8時30分	}	※1分～最大3時間の利用であれば 一律500円となります。																							
16時30分～18時30分																									
	<p>延長保育料は登降園システムにて管理し、料金が発生するシステムです。</p> <p>保育標準時間、保育短時間とも同様です。該当する時間になりますと料金が発生します。</p> <p>交通状況、電車遅延の場合も保育になりますのでご利用された場合は大災害を除き料金が発生します。</p>																								

## 重要事項説明書

### 7. 提供する保育・教育の内容

児童福祉法、子ども、子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び全体の計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育、教育を提供します。

安全を重視し、保育を行います。

- ＜愛着形成の確立＞ 社会性を育む基となる信頼関係を築けるよう乳幼児期の保育内容の充実を図ります。
- ＜読書活動の推進＞ 絵本のおもしろさを味わう経験を積み重ねて、絵本の好きな子どもを育てます。
- ＜音楽活動の推進＞ 音楽に興味を持ち、感性・社会性・想像力を育みます。
- ＜遊びの環境づくり＞ 子どもが自ら選び、満足するまで遊べる環境を整えます。
- ＜食育事業の推進＞ 給食、栽培活動、調理保育を通して食べる喜び、食に対する意識を高めます。
- ＜運動遊びの推進＞ 豊かな運動遊びにより、体力づくりに取り組みます。
- ◆基本的な生活習慣 生活や活動を進める中で、自分からやろうとする態度や見通しを持って行動する力を育みます。
- ◆他者とのかかわり 友だちや身近な大人との関わりの中で、自分の気持ちや、考えを受け止める力を育みます。
- ◆学びの芽生え 主体的な遊びや様々な経験を通して好奇心旺盛になり、興味を持ったことに対して探求する気持ち等を育みます。

### 8. 緊急時等における対応方法

- (1) 保育実施中に、容態の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、必要な措置を講じます。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承ください。

＜緊急連絡先＞

千住警察署	電話	03-3879-0110
セコム千住営業所	電話	03-3882-9627

## 重要事項説明書

### 9 非常災害対策

防火管理者	宇野 ひろみ
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練（月1回以上）を実施します。その他、水害、散歩時、プール遊び時、停電時等の避難訓練、不審者対応訓練を実施しています。
防災設備	自動火災報知機・ガス漏れ報知機・非常警報装置・非常用電源・誘導灯その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理
避難場所	第1避難場所・・・足立区立千寿第八小学校 第2避難場所・・・関屋公園

### 10 虐待防止のための措置に関する事項

- (1) 設置者及び職員は当該児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。
- (2) 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条に基づき児童虐待の早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。
- (3) 児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために、研修を行っています。

### 11 主な行事

4月	*入園式 *保護者会・クラス懇談会	10月	*運動会 ・園外保育
5月	*個人面談 ・歯科健診・健康診断	11月	・健康診断 *保育、給食参観（乳児） ・5歳児「芋ほりバス遠足」
6月	・水遊び *保育・給食参観（幼児）	12月	*発表会 ・クリスマス会・もちつき
7月	・七夕会・水遊び ・5歳児「夕涼み会」	1月	*個人面談
8月	・水遊び	2月	・節分 *クラス懇談会
9月	・防災引き渡し訓練 ・えんにち ごっこ *敬老お招き会（幼児）	3月	*卒園式 ・ひなまつり ・お別れ会 ・進級式

\*印は保護者参加行事です。

- 毎月、クラス毎に\*誕生会を行います。 その他の行事があります。
- 日程が変更する場合があります。

## 重要事項説明書

### 12.その他保育施設の運営に関する重要事項

事 項	内 容
食事の提供	普通食から提供します。
アレルギー対応	医師の指示書、又は生活管理指導表を提出して頂き、栄養士との面談を行い、除去食を提供します。 家庭との連絡を密にとり、献立表を基に献立食材の確認を行っています。
健康診断	年2回嘱託医による健康診断を行います。 年1回足立区指定医師による歯科検診を行います。 毎月担任による身体測定を行います。
人権擁護	保育者は常に一人一人の子どもを保育者と同じ一人の人間として、また保育者と同じ人格を持った存在として尊重することを忘れない。 保育者は教育・保育という営みが子どもの人権を守るために、法的・制度的に裏付けられていることを認識し、憲法、児童福祉法、児童憲章、児童の権利に関する条約等における子どもの人権などについて理解し日々研鑽に励む。 (※研修の実施及び会議での確認、チェックリスト等による自己評価を年2回以上実施)
安全保障	賠償責任保険加入 日本スポーツ振興センター共済保険加入
相談・苦情受付制度	苦情受付担当者 氏名 中村 磨樹 (事務員) 苦情受付責任者 氏名 宇野 ひろみ (園長) 電話 03-3888-6210 法人内対応者 氏名 宇野 ひろみ (保育事業部長) 第三者委員への連絡窓口 杉本 孝一郎 電話 04-2923-8086 小林 ゆき系 (元桑の実保育園園長) 電話 04-2928-6442

13.その他の事項は、保育園のしおりに記載されております。

## 重要事項説明書

当園における保育・教育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名 : せきや保育園

所在地 : 東京都足立区千住関屋町16-1

説明者職名 : 施設長 宇野 ひろみ

私は、書面に基づいて、せきや保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和7年 月 日

保護者住所 :

児童氏名 :

保護者氏名 : 印 (署名でも可)

児童から見た続柄 :